

【別紙 7】

別表（第2条関係）

主体・目的／使用者		減免の条件	減額率 (上 限)
(1)国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。	国、他の地方公共団体 その他公共団体又は 公共的団体	公用若しくは公共用又は公益事業のために使用する場合。	10割
(2)区の指導監督を受け、区の事務・事業を補佐し、又は代行する団体が当該補佐し、又は代行する事務・事業の用に供するために使用するとき。	区が出資その他財政支出等を行っている団体	指定管理者の業務等の受託場所で行う区の事務事業と直接関係ある事業又は財政援助の目的を実現する事業のために使用する場合。	10割
	上記以外の団体		5割
(3)乳幼児、児童、生徒、高齢者、障害者又は生活困窮者その他の支援を要する者並びにそれらの家族を対象とした社会福祉事業を行い、又は行おうとする者が乳幼児、児童、生徒、高齢者、障害者又は生活困窮者その他の支援を要する者並びにそれらの家族を対象とした社会福祉事業の用に供するために使用するとき。	乳幼児、児童、生徒、 高齢者、障害者又は生 活困窮者その他の支 援を要する者並びに それらの家族を対象 とした社会福祉事業 を行う者	乳幼児、児童、生徒、高齢者、障害者又は生活困窮者その他の支援を要する者並びにそれらの家族を対象とした社会福祉事業のために使用する場合。	10割
(4)施設、近隣住宅又は施設利用者のため、運輸、電気、水道、ガス供給その他公益事業の用に供するため使用するとき。	運輸、電気、水道、ガ ス供給又は郵便事業 者	施設の用に供する場合。	10割
		施設利用者又は近隣住宅等に供する場合。	5割
(5)職員及び施設利用者のため、食堂、売店等の厚生施設を設置するために使用するとき。	職員互助団体	福利厚生強いものとして設置する場合。	10割
	上記以外の団体		5割
	公共的団体又は公益団体	施設利用者の利便のために設置する場合。	10割
	上記以外の団体		5割
(6)隣接土地所有者又は使用者が、当該土地利用のため、相隣関係上やむを得ないと区長等が認めるとき。	隣接土地所有者又は 使用者	日常生活に欠くことのできない電気、水道、ガス等の埋設管の設置について、敷地内に確保できないため、当該土地を使用する場合で、区が当該土地を取得する以前から、旧所有者から無償使用を認められていた場合。	10割
		その他、当該土地利用のため、相隣上やむを得ないと認められる場合。	3割
(7)町会・自治会、消防団その他の地域活動団体又は特定非営利活動法人等が、公共又は公益の用に供するために使用するとき。	町会・自治会、地域消防団その他の地域活動団体又は特定非営利活動法人等	町会・自治会、地域消防団その他の地域活動団体又は特定非営利活動法人等が主催する事業のために使用する場合。	10割
(8)公共的又は公益的な活動を行う者が、事務所等管理業務の用に供するために使用するとき。	公共的団体又は公益団体	事務所として使用する場合。	10割
	職員組合		5割
	上記以外の団体		5割
(9)災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間その用に供するために使用するとき。			10割

【別紙 7】

(10)普通財産の貸付けを受けた者が地震、火災、水害等の理由により当該行政財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。	10割
(11)事業者が、区民にもものづくりについて学び、又は体験することができる機会を提供し、創業を支援し、及び区民の地域交流活動を促進するための事業をものづくりに関する事業として、調整し、及び運営する（他の者に一部を転貸する場合等を含む。）ために使用するとき。	区長等が相当と認める額
(12)前各号のほか、区長等が特に必要があると認めるとき。	区長等が相当と認める額